

「希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式」に関する公募

1. 企画競争に付する事項

(1) 業 務 名

希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式

(2) 業務の趣旨

平成29年度に香川大学が採択された、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム「かがわイノベーション・希少糖による糖資源開発プロジェクト」を遂行するために必要となる、①希少糖および希少糖に関連する技術の特許権についての国内外の申請状況の調査、②希少糖についての国内外の市場動向の調査を目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式 仕様書」による。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国立大学法人香川大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 国立大学法人香川大学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和2年度に四国地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成30年11月26日付け号外政府調達第222号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

3. 参加表明書の提出

本企画競争に参加を希望する者は、令和2年4月15日（水曜日）17時までに担当あてに郵送又は持参により申込みを行うこと。参加表明書の様式、公募要領等は、下記の説明会の際に配布するほか担当部署にて配付する。

4. 説明会の開催日時及び開催場所

次の日時、場所において説明会を開催する。

開催日時：令和2年4月8日（水曜日）13時30分

開催場所：香川大学法人本部棟 5階第2会議室（高松市幸町1-1）

5. 企画提案書等の提出方法等

(1) 企画提案書等の提出方法

提出期限までに、公募要領で指定した部数を郵送又は持参すること。

(2) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和2年4月21日（火曜日）17時必着

提出先：下記に示す場所。

6. 事業規模（予算）及び採択件数

別紙、公募要領等による。

7. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。

8. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

担 当：国立大学法人香川大学経理グループ 担当 石川貴規

電 話：087-832-1097

FAX：087-832-1109

E-mail：keiriy012@jim.aokagawa-u.ac.jp

公募要領

1. 業務名

希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式

2. 業務の趣旨

平成29年度に香川大学が採択された、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム「かがわイノベーション・希少糖による糖資源開発プロジェクト」を遂行するために必要となる、①希少糖および希少糖に関連する技術の特許権についての国内外の申請状況の調査、②希少糖についての国内外の市場動向の調査を目的とする。

3. 業務の内容

別紙「希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式 仕様書」による。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人香川大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立大学法人香川大学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和2年度に四国地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成30年11月26日付け号外政府調達第222号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
競争加入者の代理人が応募する場合は、委任状を提出すること。

5. 参加表明書の提出

- (1) 本件企画競争に参加希望の者は、下記提出期限までに担当あてに郵送又は持参により参加表明書を提出すること。参加表明書の様式、公募要領等は、下記の説明会の際に配付するほか担当部署にて配付する。
- (2) 提出期限
令和2年4月15日（水曜日）17時（必着）

6. 説明会の開催

次の日時、場所において説明会を開催する。
開催日時：令和2年4月8日（水曜日）13時30分
開催場所：香川大学法人本部棟 5階第2会議室（高松市幸町1-1）

7. 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出期限
令和2年4月21日（火曜日）17時まで（必着）
- (2) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

国立大学法人香川大学経理グループ 担当 石川貴規
TEL 087-832-1097
FAX 087-832-1109
E-mail keiriyo12@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

(3) 提出方法

提出期限までに、下記(4)の提出書類を8部、郵送又は持参すること。

①郵送の場合：簡易書留、宅配便等の配達を証明できる方法で送付すること。

②持参の場合：平日9時～17時(12時～13時を除く。)

(4) 提出書類

①を除く下記書類の全てに会社名、代表者の役職・氏名を記載の上、代表者印を押印して提出すること。

①令和2年度の競争参加資格(全省庁統一資格)結果通知書の写し

②仕様書で要求した業務遂行要件を満たしていることを証明する書類

・別紙仕様書で要求した要件を満たしていることを、仕様書の項番にそって記載すること。

③企画提案書(押印は1部のみ)

④見積書(正1部、複7部)

・見積書は積算内訳及び税込総額を必ず記載すること。

⑤業務実施体制(押印は1部のみ)

・業務担当予定者について、本件業務における役割、氏名、所属部署、役職、経験年数、類似する業務の担当経験を記載し、実施体制を明確にすること。

⑥業務スケジュール表(押印は1部のみ)

・仕様書に基づき、主たる工程・打合せ等の日程を記載すること。

⑦審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(5) その他

①提出された書類等は、選定のための審査の目的以外には使用しない。

②提出された書類等は、返却しない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された書類及び面接により選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. 面接選考

企画提案書その他、応募の際に提出した資料に基づきプレゼンテーションを実施する。詳細は次のとおり。

(1) 日時は、令和2年4月27日(月曜日)を予定している。応募者数により変更することがある。場所と時間、方法は別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間

20分程度、その後、選定委員会による質疑を行う。

(3) プレゼンテーションに出席しないものは、応募の意志がないものとみなし、選定の対象としない。

- (4) プレゼンテーションは原則として、業務実施体制に記載された業務担当予定者(実質の責任者)が行う。各社2名以内とする。
- (5) プレゼンテーションは、プロジェクタを使用することができるが、投影する資料は当初提出した資料に限る。

10. 業務規模(予算)及び採択数

業務規模：13,000千円以内(税込)

採択数：1件

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致しない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

12. スケジュール

- ①公募開始：令和2年3月24日(火曜日)
- ②説明会：令和2年4月8日(水曜日)
- ③参加表明書提出期限：令和2年4月15日(水曜日)
- ④書類提出締切期限：令和2年4月21日(火曜日)※公募締切同日
- ⑤面接選考：令和2年4月27日(月曜日)※変更の可能性あり
- ⑥選定結果通知：令和2年5月上旬
- ⑦契約締結：令和2年5月中旬
- ⑧契約期間：契約締結日から令和3年3月31日まで

13. その他

- ①応募に関し必要な費用は応募者の負担とする。
- ②仕様書等で要求した要件を満たしていることが明確でないと選定委員会が判断したものについては、無効となる場合があるので注意すること。
- ③本件に関するその他必要事項については、仕様書等による。

業務仕様書

1. 件名

「希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式」

2. 調査の目的

平成29年度に香川大学が採択された、地域イノベーション・エコシステム形成プログラム「かがわイノベーション・希少糖による糖資源開発プロジェクト」を遂行するために必要となる、①希少糖および希少糖に関連する技術の特許権についての国内外の申請状況の調査、②希少糖についての国内外の市場動向の調査を目的とする。

3. 調査内容

3.1 特許調査

希少糖および希少糖に関連する技術に関する国内外の特許権について以下の調査を行う。

- (1) 希少糖の用途に関する特許の調査分析
- (2) 希少糖の生産法に関する特許の調査分析
- (3) 希少糖に関連する単糖等の用途に関する特許の調査分析
- (4) 希少糖に関連する単糖等の生産法に関する特許の調査分析
- (5) (1) から (4) の総合的な分析

3.2 市場調査

希少糖について以下の調査を行う。

- (1) 希少糖を生産あるいは販売する国内外の企業の動向の調査
- (2) 希少糖に関する研究を行う国内外の企業、大学、研究機関等の動向の調査
- (3) 希少糖の活用に関する政策・規制動向調査
- (4) 希少糖を利用して食品、飲料、医療関連製品、農業資材、工業用製品等の製品の生産あるいは販売を行う国内外の企業の動向の調査

3. 3 報告

調査した内容は、調査期間内に5回程度実施される地域イノベーション・エコシステム形成プログラム事業プロデューサー会議にて、特許調査については毎回、市場調査については適宜、中間報告を行うとともに、期間終了までに報告書を提出すること。

報告書は以下の形式で提出する。

調査報告書	10部
電子媒体	1部

4. 調査期間

契約日より令和3年3月31日（水）まで

5. 委託料

(1) 予算額

1,300万円以内（消費税および地方消費税額を含む。）

(2) 支払方法

調査終了後に受注者の請求に基づき支払う。

6. 業務遂行要件

6. 1 希少糖に関する広範囲な調査が必要であることから、以下の者が調査に参画できること。

(1) 希少糖に関する特許調査の実績を有する者

(2) 希少糖に関する市場調査の実績を有する者

6. 2 過去に以下の実績を有していること

(1) 希少糖あるいは関連する糖についての国内外の特許調査の実績を有すること

(2) 希少糖あるいは関連する糖についての国内外の市場調査の実績を有すること

7. 守秘義務

受注者は、本業務の実施により知りえた非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

8. その他

本調査の成果物に係る権利は香川大学に帰属するものとする。

審 査 基 準

[希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式]

I 契約予定者の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、希少糖に関する特許調査及び市場調査に係る選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考及び面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について実施し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計したものを当該提案者の得点とする。

1 業務実施主体に関する評価

(1) 実施体制の妥当性

- ①業務が遂行可能な人員が確保されているか。
- ②希少糖に関する特許調査及び市場調査の経験者が本調査に直接参画しているか。

(2) 類似調査の経験と状況

- ①過去に希少糖あるいは関連する糖についての国内外の特許調査及び市場調査の実績があるか。

2 業務内容に関する評価

(1) 提案内容の妥当性

- ①本調査の目的を理解しているか。
- ②仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。

(2) 作業計画の妥当性、効率性

- ①日程等に無理が無く、目的に沿った実施内容となっているか。
- ②効率的に業務を実施するために、実施手順について工夫されているか。

③進捗状況の報告が計画的に設定されているか。

(3) 調査の実現性

①特許の調査方法が具体的に示されているか。

②市場調査の調査方法が具体的に示されているか。

(4) 調査の有効性と発展性

①用途に関する特許分析の方針が適切に設定されているか。

②生産法に関する特許分析の方針が適切に設定されているか。

③用途に関する市場調査の方針が適切に設定されているか。

④生産に関する市場調査の方針が適切に設定されているか。

⑤総合的な分析に関して適切な視点が設定されているか。

⑥希少糖事業に関する新たな視点が提案されているか。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること。

〔評価基準〕

別紙評価基準のとおり。

【希少糖に関する特許調査及び市場調査】

評価項目	評価基準	配点
1.業務実施主体に関する評価		
(1)実施体制の妥当性	①業務が遂行可能な人員が確保されているか。	10
	②希少糖に関する特許調査及び市場調査の経験者が本調査に直接参画しているか。	10
(2)類似調査の経験と状況	①過去に希少糖あるいは関連する糖についての国内外の特許調査及び市場調査の実績があるか。	10
2.業務内容に関する評価		
(1)提案内容の妥当性	①本調査の目的を理解しているか。	5
	②仕様書に示した内容について、すべて提案されているか。	5
(2)作業計画の妥当性、効率性	①日程等に無理が無く、目的に沿った実施内容となっているか。	5
	②効率的に業務を実施するために、実施手順について工夫されているか。	5
	③進捗状況の報告が計画的に設定されているか。	5
(3)調査の実現性	①特許の調査方法が具体的に示されているか。	5
	②市場調査の調査方法が具体的に示されているか。	5
(4)調査の有効性と発展性	①用途に関する特許分析の方針が適切に設定されているか。	10
	②生産法に関する特許分析の方針が適切に設定されているか。	10
	③用途に関する市場調査の方針が適切に設定されているか。	10
	④生産に関する市場調査の方針が適切に設定されているか。	10
	⑤総合的な分析に関して適切な視点が設定されているか。	10
	⑥希少糖事業に関する新たな視点が提案されているか。	10
3.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価		
	①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定相当確認を有していること。	4
合計		129

採点基準:

・評価項目1.及び2.

5=非常に良い、4=良い、3=普通、2=あまり良くない、1=良くない、0=評価不能。

なお、10点満点の項目については、採点を2倍にするものとする。

・評価項目3.

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活等における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等

・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1.5点

・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2.5点

・認定段階3=4点

・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.5点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

・くるみん認定(旧基準)(※①)=1.5点

・くるみん認定(新基準)(※②)=1.5点

・プラチナくるみん認定=2.5点

※① 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。

※② 新くるみん認定マーク(新世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定=2.5点

参加表明書

国立大学法人香川大学における「希少糖に関する特許調査及び市場調査 一式」に関する企画競争に参加します。

記

会社名	
所在地	〒
担当部署	
連絡先	TEL FAX
担当者	役職 氏名

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者

職・氏名

印

(2) 業務内容に関する事項

様式は任意とし、次に掲げる項目を盛り込むこと。

- ・ 調査の概要
- ・ 調査スケジュール
- ・ 調査にあたって必要な条件等

3. 連絡担当者

所属部署	
所在地	
職・氏名	
電話番号 FAX番号 E-mail	